

筑北村Uターン促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化や高齢化が進行し、人口減少が著しい本村へのUターン促進を図り、地域力の維持並びに強化及び地域への定住並びに定着を支援するため、Uターン者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、Uターン者とは、本村に居住している家族と同居又は近居するため、平成30年4月1日以降に本村に転入する20歳以上65歳未満の者で、補助金の交付を受けてから5年以上居住しようとするものをいう。ただし、転入日前2年間に於いて本村の住民基本台帳に記録されたことがある者を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、Uターン者1人につき3万円とする。

2 Uターン者と同一の世帯に属する子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）であつて、補助金対象者と同時に居住するものがあるときは、当該子ども1人につき、1万円を加算するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、筑北村Uターン促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは筑北村Uターン促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその理由を付して筑北村Uターン促進事業補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、筑北村Uターン促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(住所変更の届出)

第7条 交付決定者は、本人又は世帯員が補助金の交付の決定の日から5年以内に住所又は居所を変更したときは、遅滞なく、その旨を村長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた交付決定者は、交付を受けた日から5年以内に転出したときは、すでに交付を受けた補助金の全部を返還しなければならない。ただし、村長は、特に必要と認めるときは、その補助金の返還を免除することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。